

**<平成30年度 運輸安全マネジメントの取組みについて>**  
(平成29年9月1日～平成30年8月31日)

群馬中央バス株式会社  
運輸安全マネジメント委員会

当社は、輸送の安全を最優先とし、社長をはじめ全社員が一丸となって、絶えず安全の向上に取り組んで参ります。

**1. 輸送の安全に関する基本的な方針**

- (1) 全社員は一丸となって安全を守るため、関係法令と社内規則を遵守します。
- (2) 全社をあげて「安全こそ最高の接客、安全無くして利益なし」の原則を貫き、無事故運行を達成します。
- (3) 現状の安全対策に満足せず、常に改善等の実施をはかります。

**2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する統計**

・平成30年度の目標について(平成29年9月1日～平成30年8月31日)

- ①「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。
- ②人身(有責)事故をゼロにする。
- ③物損(有責)事故を30%減少させ4件とする。
- ④「自動車事故報告規則」に定める車両故障を2件にする。
- ⑤飲酒・酒気帯び運転の撲滅。
- ⑥健康起因における事故防止の徹底(運転士の健康管理の徹底)。

・平成29年度の達成状況(平成28年9月1日～平成29年8月31日)

- ①「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。 達成(0件)
- ②人身(有責)事故。 達成(0件)
- ③物損(有責)事故。 (6件)
- ④「自動車事故報告規則」に定める車両故障。 (2件)
- ⑤飲酒・酒気帯び運転の撲滅。 達成(0件)
- ⑥健康起因における事故防止の徹底。 達成(0件)

SAS(睡眠時無呼吸症候群)のスクリーニング検査を実施し、中等症・重症と診断された運転士においては、乗務を制限したうえで精密検査を受診し、治療を行うとした社内規程を実践しました。他に脳ドックを受診させ定期的に健康面接を行いました。

### 3. 行政処分公表

当社の行政処分はありません。

### 4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程に定められた事項の遵守。
- (2) 輸送の安全に関する取り組み計画を策定し、これを確実に実行する。
- (3) 車両故障を減少させるために、点検・整備の強化徹底を図る。
- (4) 輸送の安全を確保するために、運転士の健康に関する各種検査の計画的な受診を行う。
- (5) 厳正なる点呼（運行管理）を行うための制度の確立。  
飲酒・酒気帯び運転の撲滅及び、健康に起因する事故防止の徹底を図るため、早急に運転士が交代できるよう、予備の運転士を毎日営業所へ配置する。
- (6) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の撲滅。
- (7) 月間安全運転スローガンによる、事故防止への意識向上。(別紙1)

### 5. 輸送の安全に関する教育・計画(別紙2)

- (1) 安全風土構築に向けた取り組み
  - ①運輸安全マネジメント委員会  
社長・安全統括管理者・各部門責任者・運行管理者・整備管理者・指導運転士が出席し、事故発生状況の報告と再発防止策の策定及び改善事項についての協議を行い、それを実行する機関として毎月開催する。
  - ②安全衛生委員会  
社長・経営幹部と各部門の担当者・運行管理者・運転士及びバスガイド（労働組合）が出席し、社員の健康と職場環境を含む安全全般について意見交換を行いながら、コミュニケーションと情報共有の場として毎月開催する。
  - ③群馬中央バスグループ安全推進会議  
群馬中央バスと群中タクシーの経営幹部による、輸送の安全に関する取り組み状況等について、情報交換を四半期に1度開催する。
  - ④無事故・無違反表彰制度  
無事故・無違反に対する表彰制度を活用し、運転士の安全意識向上に役立てる。

⑤社長及び安全統括管理者による社内巡視

年末年始及び夏季輸送の安全総点検時に、早朝点呼立会いを含めた社内の巡視を行い、乗務員との対話の中で安全意識の向上と情報の共有化を図り、現場とのコミュニケーションを行う。

⑥幹部職員による立会点呼の実施

全国交通安全運動をはじめとする各種安全運動期間中に、早朝点呼立会いを行い、厳正なる点呼の確認・安全運転・日常点検・身だしなみ等の指導を行うとともに、安全意識の向上を図る。

⑦輸送の安全に関する内部監査及び改善措置

監査員による、社長及び安全統括管理者へのヒヤリング、輸送の安全に関する取り組みについての進捗状況・問題点を報告書にまとめ改善を行う。

(2) 集合研修計画内容

①事故防止研修会（全乗務員対象の外部講師による講習会）

②冬山研修（雪路走行訓練・チェーン脱着訓練・危険個所の把握等）

③異常気象時における対処法

④非常口開閉及び脱出訓練

⑤ヒヤリハット体験発表会（運転士によるグループ討論会）

⑥バスジャック想定訓練（群馬県バス協会主催による訓練）

⑦救急救命講習（外部講師によるAED等の使用訓練）

⑧貸切バス事故防止研修会（貸切乗務員対象の外部講師による講習会）

⑨非常用信号用具・消火器の取扱い（整備課指導による消火訓練等）

(3) 営業所主催による教育計画内容（個人指導）

①国土交通省告示1676号に従い、輸送の安全を確保するために必要な指導・教育を運転士に対し、計画的・継続的に実施する。

②ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う指導

事故・苦情があった場合の他、初任運転士・若手運転士・事故惹起者等を対象に、自身が運転する映像を確認しながら、運転状況・特性を把握させ是正等の指導教育を定期的実施する。

③管理者による路線の添乗査察・指導

安全運転・適切な車内装置の操作・乗客への接客・補助マイクを使用した車内事故防止等の案内などの項目を確認し、指導を行い安全意識の向上を図る。

④特別指導（事故惹起者・初任・高齢運転士）

個人面接・小集団ミーティングを通じて、それぞれの特性に合わせた面談及び指導を行う。また、事故惹起者等においては、外部機関による運転講習（オブジェ講習）を受講させ、より本人の特性に合わせた指導教育を実施する。

（４）健康管理に関する教育計画内容

①健康診断の実施

②S A S（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施

S A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査を実施し、中等症・重症と診断された運転士においては、乗務を制限したうえで精密検査を受診させ、その後治療を行う（治療中であっても程度によって乗務の制限を行う。）とした社内規程を実践する。

③脳ドック検査の実施

④上記に基づく運転士の個別健康ヒヤリングの実施

（５）経営幹部及び役職員への講習

①運輸安全マネジメントに関わる講習

基礎講習・ガイドライン講習・内部監査講習など。

②運行管理者一般講習

③整備管理者一般講習

④その他関係省庁主催・群馬県バス協会主催の講習会への参加

（６）交通安全啓発活動

①群馬県高速道路交通安全協議会「ミスハイウェイぐんま」の活動

平成29年4月より当社職員が「ミスハイウェイぐんま」に就任したことから、群馬県警察高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社、その他関係機関・団体と協力して、全国交通安全運動及び県民交通安全運動の期間中に、各高速道サービスエリア等において、交通安全への街頭指導に協力する。

②バス利用の促進活動

関係省庁や自治体・民間企業との連携により、交通弱者（小学生・高齢者）を対象としたバスの乗り方教室を開催して、交通安全の啓発活動・事故防止の呼びかけを含むバス利用の促進活動を行う。



## 8. 安全統括管理者

取締役副社長 岩崎 賢一

## 9. 安全管理規程

当社の安全管理規程は、ホームページ掲載の通りです。

## 10. 輸送の安全に関する指導・教育方針一覧（別紙3）

## 11. 事故・災害時の報告連絡体制（別紙4）

事故・災害が発生した場合は、乗客の保護・救護を最優先とし、安全確保を行ったうえで、警察・消防及び当該営業所の運行管理者または営業所長に速報する。

## 平成30年度 月別安全運転スローガン

- |           |           |  |                                   |
|-----------|-----------|--|-----------------------------------|
| 平成29年     | 9月        | <b>乗合</b>                                    | 交差点における危険予測と安全確認の徹底。              |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | 速度を控え、アイドリングストップ。エコ運転を実施すること。     |
|           | 10月       | <b>乗合</b>                                    | バック時における安全確認の徹底。(肉眼とバックカメラの併用)    |
| <b>貸切</b> |           | 梯団運行時の無理な追従運転を避け、速度と車間距離に注意すること。             |                                   |
| 平成30年     | 11月       | <b>乗合</b>                                    | 早めのライト点灯により、夕暮れ時の事故防止。            |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | バック時の安全確認を十分行い、事故防止を図ること。         |
|           | 12月       | <b>乗合</b>                                    | 飲酒運転、酒気帯び運転の撲滅。(法令遵守の徹底)          |
| <b>貸切</b> |           | 法令遵守の徹底と飲酒運転を絶対にしないこと。                       |                                   |
| 平成30年     | 1月        | <b>乗合</b>                                    | 停留所におけるドア開閉時の挟み込み事故防止。            |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | 右左折時及び後退時の安全確認を確実にいき、事故防止を図ること。   |
|           | 2月        | <b>乗合</b>                                    | 雪路及び路面凍結時等におけるスリップ事故防止。           |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | 雪路・凍結路では早めにチェーン装着し、スリップ事故防止を図ること。 |
|           | 3月        | <b>乗合</b>                                    | 適正な車間距離を保持し、追突事故の防止。              |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | 飛石被害を受けないよう、防衛運転を実施すること。          |
|           | 4月        | <b>乗合</b>                                    | 子供及び高齢者等の歩行者・二輪車に注意し、気配り運転の励行。    |
|           |           | <b>貸切</b>                                    | 速度を控え、十分な安全確認を確実にいき、事故防止を図ること。    |
| 5月        | <b>乗合</b> | 指差呼称による安全確認の徹底。                              |                                   |
|           | <b>貸切</b> | 指差呼称による安全確認を実施し、漫然運転を防止すること。                 |                                   |
| 6月        | <b>乗合</b> | 雨天時等におけるスリップ事故防止。(歩行者等へ水跳ね配慮)                |                                   |
|           | <b>貸切</b> | 雨天時、速度を控え車間距離を十分に取り、スリップ事故を防止すること。           |                                   |
| 7月        | <b>乗合</b> | 静かな運転操作と車内マイクの活用により、車内事故の根絶。                 |                                   |
|           | <b>貸切</b> | お客様へのシートベルト着用の徹底。                            |                                   |
| 8月        | <b>乗合</b> | 無駄なアイドリング防止による省エネ運転の励行。                      |                                   |
|           | <b>貸切</b> | 夏休み期間中、子供の動きに注意し、ミラーだけでなく目視による指差確認をしっかり行うこと。 |                                   |

平成29年9月 1日  
運輸安全マネジメント委員会





平成30年度 群馬中央バス 乗務員指導教育方針一覧 (別紙3)

実施月	教育内容
9	秋の全国交通安全運動に関する指導教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部による立会点呼の実施(安全運転に関する指導、日常点検指導、身だしなみ指導)</li> <li>・管理者による路線の添乗査察、指導の実施</li> <li>・「運転者の運転適性に応じた安全運転」</li> </ul>
10	貸切バス繁忙期に関わる安全運転教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒・酒気帯び運転撲滅指導、健康管理指導</li> <li>・「事業用自動車を運転する心構え」</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「営業区域における道路及び交通の状況」</li> <li>・「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法」指導</li> <li>・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導</li> </ul>
12	年末年始輸送の安全総点検(全国運動)・冬の県民交通安全運動に関する指導教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等)</li> <li>・幹部による立会点呼の実施(安全運転に関する指導、日常点検指導、身だしなみ指導)</li> <li>・管理者による路線の添乗査察、指導の実施</li> <li>・事故防止研修会の実施(全乗務員を対象とする外部講師による講習)</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切バス冬山研修の実施(積雪・凍結時の安全走行、チェーン脱着訓練)</li> <li>・異常気象時における対処方法、非常口開閉及び脱出誘導訓練の実施</li> <li>・「健康管理の重要性」</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハット体験発表会研修の実施(運転手を主体としたグループディスカッション方式)</li> <li>・バスジャック想定訓練の実施</li> <li>・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命講習会の実施(外部講師によるAED使用訓練)</li> <li>・内部監査の実施</li> <li>・「事業用自動車の構造上の特性」</li> <li>・「安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法」</li> </ul>
4	春の全国交通安全運動に関する指導教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部による立会点呼の実施(安全運転に関する指導、日常点検指導、身だしなみ指導)</li> <li>・管理者による路線の添乗査察、指導の実施</li> <li>・「危険の予測及び回避」</li> </ul>
5	貸切バス繁忙期に関わる安全運転教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒・酒気帯び運転撲滅指導、健康管理指導</li> <li>・「旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項」</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切事故防止研修会の実施(貸切乗務員を対象とする外部講師による講習)</li> <li>・非常用信号用具・消火器の取扱い指導</li> <li>・「乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項」</li> <li>・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導</li> </ul>
7	夏季輸送の安全総点検(全国運動)・夏の交通安全運動に関する指導教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等)</li> <li>・幹部による立会点呼の実施(安全運転に関する指導、日常点検指導、身だしなみ指導)</li> <li>・管理者による路線の添乗査察、指導の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸安全マネジメント取り組み状況・目標達成状況の確認と改善、次年度計画の作成</li> <li>・「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」</li> <li>・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導</li> </ul>

【事故・災害時の報告連絡体制】 群馬中央バス株式会社

(別紙4)

